

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 25 年度 第 13 回定例  
10 月 7 日（月）

静岡県教育委員会委員長 高橋尚子は、

平成 25 年 10 月 7 日に教育委員会第 13 回定例会を招集した。

- |   |           |                      |              |           |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 25 年 10 月 7 日 (月) | 開会           | 13 時      |
|   |           |                      | 閉会           | 15 時 35 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室              |              |           |
| 3 | 出席者       | 委 員 長                | 高 橋 尚 子      |           |
|   |           | 委員長職務代理者             | 加 藤 文 夫      |           |
|   |           | 委 員                  | 金 子 容 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 溝 口 紀 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 齊 藤 行 雄      |           |
|   |           | 委 員 (教育長)            | 安 倍 徹        |           |
|   | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓              | 教育次長         |           |
|   |           | 杉 本 寿 久              | 事務局参事兼教育総務課長 |           |
|   |           | 鈴 木 啓 之              | 事務局参事兼学校人事課長 |           |
|   |           | 渋谷 浩 史               | 教育政策課長       |           |
|   |           | 奈良間 一 博              | 情報化推進室長      |           |
|   |           | 櫻 井 洋 二              | 人権教育推進室長     |           |
|   |           | 河 野 康 裕              | 財務課長         |           |
|   |           | 杉 山 和 幸              | 福利課長         |           |
|   |           | 輿 水 まゆみ              | 学校教育課長       |           |
|   |           | 羽 田 明 夫              | 小中学校教育室長     |           |
|   |           | 岩 城 明                | 高校教育室長       |           |
|   |           | 渡 邊 浩 喜              | 特別支援教育室長     |           |
|   |           | 小 関 雅 司              | 高校再編整備室長     |           |
|   |           | 山 田 文 子              | 社会教育課長       |           |
|   |           | 土 井 宏 晃              | 文化財保護課長      |           |
|   |           | 松 田 好 道              | スポーツ振興課長     |           |
|   |           | 石 井 宣 明              | 静岡教育事務所長     |           |
|   |           | 橋 本 勝                | 静岡西教育事務所長    |           |
|   |           | 谷 野 純 夫              | 中央図書館長       |           |
|   |           | 三ッ谷 三 善              | 総合教育センター所長   |           |
|   |           | 堤 敏 幸                | 学校教育課参事      |           |

#### 4 その他

( 1 ) 第 25 号・第 26 号議案は、原案どおり可決された。

( 2 ) 報告事項 1 ~ 7 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、加藤委員、斉藤委員に願います。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。  
第 26 号議案は県議会決算特別委員会に提出する案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第 26 号議案を非公開とし、非公開案件から審議を始める。

**< 非 > 第 26 号議案 平成 25 年度県議会決算特別委員会に提出する報告書**

委 員 長： 議案書 10 頁「第 26 号議案 平成 25 年度県議会決算特別委員会に提出する報告書」について、渋谷教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： < 議案についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 28 頁の「「確かな学力」の育成に向けて各学校が設定した目標を達成できた学校の割合」について、目標値が 75 パーセント以上で達成状況が「A」評価となっているが、これは当初の目標値の設定が低すぎるのではないか。全国学力・学習状況調査結果で小学生の学力低下が問題視されている一方で、達成の「A」評価はいかがなものか。

教育政策課長： 下の進行管理指標は学力・学習状況調査の結果であるが、上の成果指標は各学校が設定した目標を達成できたかについての評価である。

溝 口 委 員： この「A」評価には、学校の目標と実際の点数の認識ギャップが出ている。県議会でも「小学校国語 A の学力が全国最下位であるのに、評価は「A」でよいのか」と質問されるのではないか。認識ギャップについても説明に加味したほうが良いと思う。

教 育 長： 成果指標にアンケート調査の結果を設定することが適切かについては、検討していく。ところで、次期総合計画も同じ指標なのか。

教育政策課長： まだこれから設定する予定である。

教 育 長： 指標の設定自身の課題についても考えていきたい。

溝 口 委 員： 設定の課題も明らかになったので、学力向上に取り組む項目でも指標の設定は見直すべきである。

教育政策課長： 次期総合計画に向けて調整していく。今回の評価については、あらかじめ定めてある項目の評価なので、変更はできない。ただ、説明はしていく。

加 藤 委 員： この目標設定は、「やりました」ということに関する評価であり、や

った結果について目標設定をしないので、「朝読書をした」から百点満点になる。実際に朝読書をしたことで本に関心を持ち、国語の力が伸びたかという具体的な成果と結びついた定量的な指標を加えるべきであり、「やりました」の自己満足だけでは意味がない。

教育政策課長： 「やりました」はアウトプット指標で「やって力が伸びた」がアウトカム指標である。これは総合計画でも議論になり両論併記となったので、こちらも両論併記の方向で検討している。

加藤委員： 現場が一番分かっているので、「やりっぱなしにならないために、やった結果がどうなるのかが見える指標を作ってほしい」と現場に促がせば、現場からアイデアも出てくると思う。ただ、「段階別に見ている以上は段階別にそれぞれ結果を出していきたい」という希望も現場の先生にはあるかもしれない。

教育長： 教育分野では指標の設定は永遠のテーマなので、より実情を反映したような指標を設定していきたい。

斉藤委員： この報告書の作成と県議会への報告が地教行法で義務付けられているとのことだが、県民への公表も義務付けられているのか。

教育政策課長： 県議会へ提出するとともに、県民へ公表していく。

斉藤委員： 公表の方法はどうか。

教育政策課長： 今回の報告と同じものをホームページ上に掲載する。

加藤委員： 学力だけでなく、26頁の「徳のある人間性の育成に向けて各学校が設定した目標を達成できた学校の割合」も同じことで、96.9パーセントの学校で達成し、達成状況の評価は「A」である。話し合いや講習会を行ったことでこの評価になっていると思うが、「その結果としていじめが減ったのか」というところまで考慮していかないといけない。「先生は働きかけをしたが、いじめの発生件数は年々増えている」では、やっていることが効果に結びついていないことになる。学力だけでなく、どのような結果を求めているのか、第三者が判断できるような数値目標に置き換えていかねばならない。

金子委員： 8年間教育委員を務めてきて感じる民間との違いは、アウトカムをにらんでアウトプットがどう機能したのか、を考えていないことである。「やりました」ではなく、「やってどのような効果があったのか」が大切である。学校現場ではアウトカムの重要性は分かっており、「アウトカムのためにはここがおかしい」と先生が言える雰囲気を作っていかなければならない。アウトプットとアウトカムのギャップを解消するのは、学校ではなく県教育委員会の役割である。そもそもアウトプットとアウトカムは別問題ではなく、やってどのような力がついたのかというアウトカムが非常に重要であり、やって結果が出なければその対応を臨機応変に考えていかねばならない。

溝口委員： 27頁でも、「いじめの解消率」の数値結果が出ていないのに推移が下がり、「新体力テストの全国平均を上回る種目の割合」も小中学校では平成21年度から10ポイントほど下がっている。しかし両項目とも目

標値が 75 パーセント以上なので、達成は「A」評価である。目標値のハードルが低すぎて、見えるものが見えなくなっている。項目ごとに目標設定の基準は違っており、設定によって年度を追うごとに課題が見えなくなっていくので、下がっているのに評価が高いなど矛盾している。この矛盾は改善してほしい。

教育政策課長： 今後の目標設定の参考にさせていただく。実績が 90 パーセントを超えているときに 75 パーセントの設定では意味がない。ただ、総合計画には目標数値のルールがあり、肯定と否定の意見があった場合、肯定にしていくために、否定した人のパーセンテージの 2 分の 1 を肯定した人に加えてそれを目標数値にすることになっている。つまり、半分くらいはこちらへ持ってくる、ということだが、そこも参考にしながらハードルが適度になるように今後検討していきたい。

加藤委員： 学校で学ぶ一つの教科が実生活にどのようにつながるのか、まで考慮した議論をしないと、学ぶだけの「貴族の学問」になってしまう。子どもたちは貴族ではなく、働いていかねばならない。読解力も、現在は小説を書く能力は趣味とされ、報告書を書く能力が求められている。教室で学んだ学問を実生活につなげていけるようにしないと、実働的でない。それができた人が趣味の領域で文学書を読んで、さらに教養を深めるのは良いことである。算数もレジの機械を押せばそれで十分であるが、ただ桁数の間違いにより株式などで大きなトラブルになったことがある。数字に関する感覚を研ぎ澄まさせるような教育をしていかないといけない。そのような実務的な、生活に直結したものの教え方が必要である。

委員 長： 質疑等はあるか。

委員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

委員： (異議なし)

委員 長： 第 26 号議案を原案どおり可決する。

#### 【会議の公開】

委員 長： ここで会議を公開とする。

#### 【次期教育委員長選挙の結果報告】

委員 長： 会議を再開する前に、報告がある。

私の委員長としての任期は、今月の 18 日までである。したがって、本日、教育委員協議会を開いて次期教育委員長の選挙を行い、委員の互選により次期教育委員長及び委員長職務代理者を選出したので、ここで報告する。

新しい委員長は加藤委員、職務代理者は溝口委員にお願いする。任期

は平成 25 年 10 月 19 日からの 1 年間となる。

【委員長挨拶・次期委員長挨拶】

委員長： 10 月 18 日をもって委員長退任となる。この 1 年間のことに感謝する。

加藤委員： 高橋委員長におかれては難しい 1 年間であったが、主婦の感覚、PTA の感覚で、県民の理解が得られるようなソフトでかつ芯の通ったやり方で教育委員会を運営されてきた。そのことには、職務代理者として感銘を受けた。

次期委員長ということであるが、一年の任期でやるのでこれまでの教育委員の仕事が大きく変わるとは思っていない。しかし、教育委員会制度の改革、静岡県の個別問題として学力テストの小学校国語 A で全国最下位だった問題など、周囲の環境は大きく変わりつつある。教育に携わる者として、教える側として、全国最下位の結果は恥ずべきことで、何とか変えていかなければいけないと思う。我々非常勤の教育委員ができることは限られているが、権限を与えられた以上は、静岡県の子どもたちのため、また子どもたちを教えている先生方の働きやすい環境をつくるために、最大の努力をしていく。ただ、議論をただけでは県の教育がいい方向へ向かうわけではないので、教育委員会や県下の先生方に最大の努力をしていただきたい。それと同時に、今までのやり方で結果がでなかったことについては、なぜ結果がでなかったのか考えていきたい。我々は結果が求められる状況にいるので、結果を求めて努力することを現場の皆さんにお願いしたい。それによって県民の皆さんからの、教師と教育委員会に対する応援を仰いでいきたい。これから 1 年、ご支援お願いしたい。

**第 25 号議案 静岡 カンボジア協力隊派遣（JICA カンボジア派遣）の合意について**

委員長： 議案書 1 頁「第 25 号議案 静岡 カンボジア協力隊派遣（JICA カンボジア派遣）の合意について」、鈴木学校人事課長より説明願う。

学校人事課長： < 議案についての説明 >

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 第 6 条の「県教員の処遇」について、JICA の規定に基づくとしているが、県教育委員会の処遇とは差がないようにするのか。

学校人事課長： 毎年時期を定め、4 月 1 日から 2 年間で JICA が派遣をしており、今年の春の募集は終了している。ただ、締結書をもって問題がなければ来年に間に合わせ、平成 27 年度からについては通常の JICA の春募集のシステムで行っていきこうというものである。安全面や待遇面についても JICA はしっかりしているので、今回の派遣はこれに従っていくということである。

溝口委員： JICA のほうが県よりも待遇が良いのか。

学校人事課長： 派遣者については、8割は国から派遣の給与が出て、残る2割を県が負担するが、待遇は県内での勤務と同等になるようにしていく。同じ待遇で勤務地が他国になる、という形式である。

溝口委員： 平成27年度はそれでよいが、平成26年度はどうなるのか。

学校人事課長： それも同じく、本来であれば今年4月の募集で他の県と同じように進めいくべきであった。他県よりも遅れているが、準備期間や訓練期間も4月からなので間に合うので、本県からは5人が追加される。他県では誰が行くかが決まっているが、本県ではこれから募集して参加者に加えてもらう。

溝口委員： 平成26年度もJICAの派遣として行うのか。

学校人事課長： そうである。他県のJICAの派遣と全く同じである。

溝口委員： 派遣者は休職扱いとなるのか。

学校人事課長： 休職ではないが、定数外としては扱うことになるので、学校には代替教員を用意することになる。

加藤委員： 海外手当や単身赴任手当などは、きちんと整っているのか。

学校人事課長： JICAは年齢の制限が40歳までで、基本は単身での派遣となる。JICAの制度では家族等の同行は配慮されていない。

加藤委員： 国内に残る家族に対する補助はあるのか。

学校人事課長： プラスアルファについては確認していないが、それまで支払われていた給与については保障する。

加藤委員： 保障するだけでは不十分なのではないか。JICA自体、ボランティアの色彩が強く、独身の人が結婚まで海外で勤め、帰国してから結婚する、というケースも多い。今回のように先生を派遣するということになると、独身者という限定はできないので、何とかしないと手を挙げる人がいなくなって先細りしてしまう恐れがある。

学校人事課長： できるだけJICAの制度を活用し、カンボジアとの交渉の上で実施することになるが、国からの補填もあるし、保険などもJICAが対応しているので、民間の派遣や県単独の派遣と比べて安心面のメリットがある。

加藤委員： 安心だとは思いますが、送り出す以上は学校人事課長として、不利にならない待遇になるようにしっかり確認してほしい。

溝口委員： 報告もしてほしい。

学校人事課長： 了解した。

加藤委員： カンボジアの政情は安定してきたのか。

学校人事課長： 特別の注意情報は届いていない。

溝口委員： 実際に5人の希望者は集まりそうか。

学校人事課長： 募集してみないと分からないが、意欲のある人が国際感覚を身につけてくれるのは県にとってもありがたいことである。そうしたことを理解した人に応募してほしい。

溝口委員： 参加者には10年研の免除などの特典がほしいと思う。

学校人事課長： 給与面において、JICA経験者は昇給が早くなるという優遇措置

はある。

齊藤委員： その点ではインセンティブが必要だと思う。帰国後は県の教育にプラスになるので、リスクもあることだし、正しく評価をしてほしい。

委員長： 理科の先生ということだが、小学校・中学校・高校の校種は問わないのか。

学校人事課長： 校種は問わない。「理系の大学卒業者でもかまわない」ということであるが、理科教育の指導ができる人が求められているため、理科の教員免許を持つ教員を送り出すということだ。

溝口委員： 募集要項は、後日改めて発表されるのか。

学校人事課長： 募集というより内容について教員に説明し、周知していくことになる。通常は毎年春に募集を行っているので平成 27 年以降はその制度を活用するが、合意書ができたところで「今回は平成 26 年 4 月から」というお知らせを行う。

溝口委員： 県内用の募集要項は、JICA のものとは違う独自のものか。

学校人事課長： JICA と同じものである。ただ、説明用の文書は別途作成して各学校に配付する。

溝口委員： 派遣者は JICA の試験を受けるのではなく、県教育委員会で選んで決定するのか。

学校人事課長： 健康面の規定もあるので、候補者を JICA 側に送ることになる。JICA で健康診断等を行い、問題がなければ JICA が責任を持って派遣することになる。

金子委員： カンボジアを選んだ理由は何か。

学校人事課長： 地域外交課からの情報では、知事が富士山の世界遺産の会議のためにカンボジアを訪問した際に、要請を受けたとのことである。

委員長： 他に異議はないか。

全委員： （特になし）

委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： （異議なし）

委員長： 第 25 号議案を原案どおり可決する。

## 報告事項 1 学力向上対策本部の設置

委員長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 学力向上対策本部の設置」について、渋谷教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： < 報告事項についての説明 >

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 本部長に就任する教育次長の抱負を聞かせてほしい。

教育次長： 今年の 4 月 24 日の全国学力・学習状況調査で、小学校国語 A の平均正答率が全国平均を 5 ポイント下回り、全国最下位となった。いろいろなところで危機感が高まり、学校や市町の教育委員会でも対応すべく動き始めているが、学力向上対策本部も今月や来月に向けて取組を



進めていく。「オール静岡」で家庭教育も含めた社会全体で対応するという議論も出ているが、学力向上推進協議会や学校教育課だけに任せずに、スピード感を持ってまずは「オール教育委員会事務局」でやろう、ということである。特に、9月24日の教育委員会臨時会でいただいた御意見をふまえて、速やかに実行できるような体制をとっていくことを考えている。教育政策課や総合教育センターとも連携して、「実際にどのような施策をやるのが効率的か」ということを、スピード感を持って実行していきたい。来年度のテストが4月に行われるかどうかは決まっていないが、短い期間で実行することが大切であり、定例会でもその都度報告していくので、御指導をお願いしたい。

加藤委員： これまでも静岡県の小学校の成績ははかばかしくなかったため、学力向上推進協議会から対応策が出てきたが、協議会からの意見が具体的に学校現場で実行に移されない状況の中で今回の衝撃的な結果が出てきたということだ。いくら諮問委員会で提言をもらっても、実行しなければ結果は出ないので、実行するための組織を作ってほしい、というのが臨時会での我々の要求であった。そして今回の本部ができたわけであるが、実際に学力を向上させていくのは各学校の教科担当である。ある程度の結果を出すためには、半年あれば十分できるので、それをまずやってほしい。その上で、抜本的な学力向上を進めてほしい。静岡県の子どもの学力がそれほど低いわけではなく、国語Aの問題に答案を書く力において最下位になってしまったのであって、試験の中でどのように生かすかを各学校でそれなりに考えれば、次の結果につながると思う。ただ、それは真の学力ではないが、そうは言っても数字を上げていかないと、保護者や県民に安心してもらえないので、まずはそこに集中してほしい。

金子委員： 立ち上げは教育政策課が担当し、トップは次長というのは機動的でよいと思う。学力テストの問題を見ると、テストのためのテストではなく、生きる力と連動しており、生きる力を見据えた国語力はテストにも反映されていく。テストのためのテスト教育ではなく、結果を出すことで生きる力も伸びてくる。教育現場でも諸課題を抱えているが、子どもたちのために実態把握もふまえて施策を考えてほしい。

教育長： 1年前の9月に学力向上推進協議会の前身である学力検証委員会を作り、そこで分析をしてもらったが、分析が3月までかかった。その結果、分析をふまえた対応が今年度4月以降となり、4月下旬の学力・学習状況調査には取組が反映されなかったという反省もある。今回はそれもふまえて、スピーディに学力向上推進協議会で対応策を提案していただき、学力向上対策本部で対応していきたい。

溝口委員： 学力向上対策本部は危機感を持ちスピードを意識して進めていくとのことで、必ずこの最悪の状況を突破できると確信している。ただ、学力向上対策本部現場に食い込むためには、市町教育委員会との連携が必要であり、市町でも学力向上対策本部を立ち上げてもらい、そこと

連携していくことが大切である。我々の危機感を市町にも共有してもらうことで、機動力アップにもつながると思う。

加藤委員： 学校名の公表とは別の次元であるが、各市町の教育委員会も自分の地域がどのような位置づけがなされているかはわかっているはずなので、その危機感にあわせて我々は協力していく。

教育長： 市町教育委員会でも、名称はそれぞれだが対策本部を設置して対応を考えている。今後も市町教育委員会の教育長や教育委員長に話をする機会があるので、県の対応や要望を伝えていきたい。

加藤委員： 成績が悪い地域は問題を抱えており、その中には教師の多忙化もある。その上でさらに学力問題を解決するというのでは、対応は難しい。例えば放課後学級の中で地域の人に教えてもらうなど、地域を巻き込んだやり方もあることを紹介してほしい。子どもの非行などの生徒指導の問題を抱え、かつ成績も悪いという地域も見受けられるので、語句力だけに精力を使えないということであれば、もっと広い対応策を提案してほしい。

斉藤委員： 学校だけではできないので、「家庭ではこういう協力をしてほしい」と明確に打ち出していけないといけない。

委員長： そのとおりである。教員と児童・生徒はつながっているが、その先の家庭とつながっていない。分析結果などのデータも「配布して終わり」ではなく、市町の教育委員会にも指導して、「配布だけでなくきちんと読み取って家庭としても協力をしてほしい」と呼びかけるべきである。教員の力も問われており、指導力のある教員に恵まれた子はやる気もでてくる。子どもにやる気があれば家庭も応援する気持ちに自然になっていく。このようにいいサイクルを作ってほしい。逆に悪いサイクルでは、子どもがやる気をなくし保護者は学校にクレームを言う、という循環になってしまう。学校でできることを見極めてやってほしい。今回、このようにスピーディに対応してもらったことは非常にありがたい。

他に異議はないか。

全委員： （特になし）

委員長： 報告事項1を了承した。

## 報告事項2 市町教育委員会事務局訪問中間報告

委員長： 報告事項5頁「報告事項2 市町教育委員会事務局訪問中間報告」について、渋谷教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 学力・学習状況調査の結果を受けた市町の捉え方として9頁の資料を読んだが、「学力・学習状況調査検証改善委員会」を設置し、家庭学習と学力の状況との相関関係等についてまとめる」ということだが、

その後はどうするのか。また、市町によっては学力格差だけでなく学習環境の格差もある。これについても我々は取り組まなければいけないが、今のタイミングで現状把握を、紙ではなく聞き取り調査で進めてほしい。今回、何か際立った意見などはあったのか。

小中学校教育室長： 8月下旬の学力・学習状況調査結果の発表前に訪問した市町もあるが、発表後のほうが危機感が高いように感じた。指導主事が配置されていない市町教育委員会では市町教育長が対応してくれたが、「各学校に、結果を生かすよう指導していく」とのことであった。県教育委員会から分析支援ソフトを配布するのでこれを使って各学校が自校の状況をつかむと共に、市町の教育委員会も各学校の実態をつかんだ上で、指導するようお願いしてきた。特に、後で訪問した市町は子どもたちに力をつけさせなければと強く感じており、分析委員会を開くだけでなく、それをどのように反映するかという市町の施策の必要性を感じている。具体的な施策としては、例えば県のように保護者向けのリーフレットを作る市町もあれば、分析をうけてから考えるという市町もあった。

溝口委員： 市町の状況はなかなか聞こえてこないもので、この報告はありがたい。指導主事がいない市町では市町教育長が対応するとのことだが、対策本部を作ってもチームとして動けない可能性もあるので、県教育委員会としては市町を孤立させないようなフォローをしてほしい。

加藤委員： それぞれの課の担当者が各自で訪問しているのか。

教育政策課長： 各課の担当が一緒に市町を訪問している。市町によっては、市町教育長が来てくれたところもある。

加藤委員： 市町教育長や教育委員会だけでなく、町長や市長にも参加してもらい、町政・市政に反映させてほしい。教育委員会は予算権限を持っておらず、提言をしても予算がつかなければ実現はできないので、実現するためには首長や議会で承認されることが必要である。我々は、予算を決めている首長と議会に、我々がやろうとしていることを宣伝していかなければならない。言われるだけでなく、こちらからも注文していかないといけない。

斉藤委員： 市町からの意見で、家庭教育力の向上について「親学や講座等に参加した保護者の数を示したらどうか」という案もあるが、学力向上とも関わってくるので保護者や一般市民を集めた家庭教育の講座を開催していくことも大切だと思う。まずは実験的にやってみたらどうか。家庭で宿題をやらせるのには保護者の協力が必要なので、具体的に示してほしい。

加藤委員： 家庭の経済的格差も進んでおり、学力格差には経済的に余裕のある人がない人を非難しているという側面もある。余裕のない家庭に対してどう手を差し伸べていくかを、PTAやコミュニティスクール、首長を交えた地方自治体の中でも話し合うべきである。できない家庭は本当にできないのであって、「食べさせる以上のことを求めるのか」と言う家庭もある。そういう人達に対して、「家庭教育をなおざりにして

いる」「子どもをほったらかしにしている」と非難していても仕方がない。家庭まで広げていく輪を作してほしい。

溝口委員：資料9頁に、「町独自の事業で教員OB等を活用した放課後学習等も検討したい」とあるが、このような地域の知恵もある。トップダウンではなく、このように地域から上がってきた提案を活用してはどうか。

金子委員：特に小学校で、身につけさせたい国語力とは「読み解く力」である。それについて、小学校の先生と教育委員会で共通認識はできているのか。

学校教育課長：平成19年度以前は「新しい学力観」だったが、「確かな学力」に変わり、センターの研修の中でも読解力向上について研修を重ねている。静岡県の子どもの基礎学力が落ちているという認識ではなく、生活の中に根ざした課題を自分の頭で考えることを含めて、読み解く「読解力」を付ける取組が薄かったということだと思うので、研修の中で読解力の定義についても今一度確認していきたいと考えている。

金子委員：現代社会で求められている読む力とは「読み解く力」である。かつての国語的な文学的なものとは違ってきていることに、共通認識を持つ必要があると思う。

溝口委員：学力テストの問題を見ると、文学や物語だけでなく、社会科学・人文社会などすべてのジャンルを読み解く必要があり、求められている読解力のレベルも上がっているように感じる。

金子委員：読んで趣意を抽出していく力が「読み解く力」である。感情もそうだが、本当に伝えたいことを抽出する力が求められている。

加藤委員：小学校低学年においては、本を読む前に家族との対話が学力アップにつながる。今日あったことを拙い言葉で一生懸命話させて、親が相槌を打ちながら対話をする。これはコミュニケーションや国語力の基本である。しかし、親がいなかったり時間的に親が話を聞く余裕がなかったりする家庭の子は、国語力の基本であるコミュニケーションを幼児期に訓練できない。しかし、それを放課後学級で地域の人が聞き役になることで、子どもは成長する。ただ、財政事情等で放課後学級すらできない市町もあるので、教育予算で出せる枠も広げてほしい。

教育長：例えば沼津市では、交通費のみで協力してくれているボランティアの人がいる。教えることができる人は社会には数多くいるので、社会総がかりでどのように取り組んでいくかという視点を対策本部でも貫いていかねばならない。

加藤委員：義務教育は結果平等でないといけない。大人の世界は機会平等でよいが、憲法で保障されている義務教育ではそこまでやるべきである。東京都の例であるが、お金持ちの家庭は子どもを放課後学級ではなく塾へ行かせる。公的機関が行う放課後学童は、保護者からの徴収は保険料千円や千五百円のみであるが、それは区役所で予算がつくからできることである。そして区立小学校で放課後学童に残っている子は、塾に行くことができない子である。お金のある人は自分の注文を聞くサ

ービスを受ければよいが、お金のない人は最低線の費用で公共機関が保護していく、これが義務教育の結果平等ということである。

委員 長： 15 歳になったときに誰もが知るべきことは、すべての子どもが理解し自分の中で定着していないといけない。地域の方も含めた社会総がかりで、子どもたちの学力の定着をしていくべきである。入学したときに、「宿題はやらされるもの」という意識を植え付けしないで、「自分のために学ぶ」「知らないことを知ることは楽しい」「宿題をやることで自分が伸びて褒められる」という意識に変えていかないといけないと感じた。11月の報告を待ちたい。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項2を了承した。

### 報告事項3 教育委員会定例会・臨時会非公開案件の会議録の公開化

委員 長： 報告事項13頁「報告事項3 教育委員会定例会・臨時会非公開案件の会議録の公開化」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： この定例会から公開ということだが、前回までの会議の会議録は公開しないのか。

教育総務課長： 公開案件の会議録はこれまでも公開している。非公開案件の公開は今回からとなる。

金子委員： 会議は非公開で会議録のみを公開するのか。

教育総務課長： そうである。まだ改革の第一歩であり、配慮しなければいけない事項もあるので、会議自体は非公開で「公開できる情報については公開していく」という考えに基づいて行う。

斉藤委員： まだ検討している段階なので非公開となっている案件も、会議後には公開するのか。

教育総務課長： 情報公開条例に準じて公開するので、個人情報にも配慮し、タイムラグの問題についても解消してからの公開になる。

溝口委員： 過去の会議録でも、タイムラグで秘密にすべきでなくなった会議録は公開しても良いように思うが、どうか。

加藤委員： 公開すればうまくいくという風潮があるが、必ずしもそうではない。調整案件においては、確信を持てる意見ばかりではなく、意見をぶつけることで自分の考えがまとまるという頭の働きもある。ところが途中過程も全部公開してしまうと、すべての情報が集まっておらず思考が固まっていない状態で報道され、それにこだわって苦労したこともあった。会議の様子も見せればよいとは限らない。一人の意見が最初から最後まで同じであったら、会議をする必要はない。

溝口委員： 議論をしていく中で変化する自分もあるので、その変化を見せるのも

必要なのではないか。学力に関しても、学力向上推進協議会が5月の定例会で報告事項として出ていたが、それも結果が出て変わってきている。そのタイムラグも含めて、どうしてこうなったかを公開し、教育委員会のあり方として見せていくことも良いと思う。

加藤委員： 原則として公開するのは良いが、例えばTPPの会議は非公開で行われている。全部を見せたら国内の反響があまりにも強くなって反対・賛成の議論が出てしまい、話し合いができなくなるので、要所、要所は公開しているが、基本は非公開で話し合っている。会議をすべて公開することがいいかどうかは別であり、非公開の事前打ち合わせはあってしかるべきものである。

教育長： 打ち合わせや協議会の非公開案件は公開せず、定例会と臨時会の会議録のみの公開である。

加藤委員： 学校名公表に関する知事の発言もそうだが、自分の発言を大々的に取り上げられて右往左往したということがあった。我々の実情についてもきちんと意思の疎通ができていれば、もう少し穏やかな解決もあったと思う。

教育総務課長： これまではこのような取組がなかったので、第一歩として10月分からの公開を認めてほしい。

加藤委員： それについては了解している。

委員長： では、本日分から公開ということによろしいか。他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項3を了承した。

#### 報告事項4 監査結果に関する報告

委員長： 報告事項14頁「報告事項4 監査結果に関する報告」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 体罰があったのは残念である。2020年の東京オリンピック招致の成功で思い出したが、先の東京オリンピックで女子バレーボールが優勝したが、当時の指導者である大松監督は、スパルタというより体罰まがいの指導で勝利したことで、厳しい訓練をしないと勝てないという印象を蔓延させてしまった。球技の中ではバレーボール競技での体罰が多い。「勝てば官軍」的な発想の中で受け入れられたことは、時間をかけてもなかなか直せない。教育は結果を求めることより、正しい過程を踏んで良い結果が出るのが理想であり、良い結果さえ出れば正しい過程を踏まなくてもいいという考え方は排除していかなければいけないので、「大松監督の指導は間違いだ」とあえて言いたい。

溝口委員： 勝っているときは何も言えず、負けたときに勝利至上主義も見直され

る。学校の現場では、勝つためということもあるが、部活動に生徒指導や矯正教育の面もあって体育教師の体罰が容認されてきたが、今では通用せず体罰をしても強くなれずにリスクのみが大きくなってきた。

また、勝利至上主義については「部活村」と呼んでいる存在がある。大学や就職のスポーツ推薦は優遇されており、中体連や高体連も含めて、部活動のあり方を考える時期にきている。部活動の良さはもちろんあるが、社会の中に「部活村」を作ってしまうことを見直していかないと体罰の根絶は難しい。高校入試の裁量枠で入学しても、運動部に入って学力が落ちてしまうという状況もあるので、裁量枠のあり方が勝利至上主義に拍車をかけていることも議論してほしい。

さらに、「読書県しずおか」の推進にも意見が出たようだが、学校で図書館の利用を考えたときに、司書の役割や活用が見えていないと感じる。司書の配置もそうだが、本を貸し出すときのやり取りなど司書の活用ができていない図書館もある。単に読書率を上げるだけでなく、読み解いて情報を吸い上げる力を公立図書館でも伸ばしてほしい。

斉藤委員： 「読書県しずおか」は推進しないといけない。文字活字文化推進機構のシンポジウムの様子が報道されていたが、本をたくさん読む人と読めない人の二極化が進んできて、読む人は面白いのでどんどん読んでいくが、読めない人は漫画も読めなくなっているということであった。国語の力・言葉の力は読解力であり社会の基本であり、言葉の力がないと会社にも雇ってもらえない。幼い頃からの読書指導がいかに大切か、原点に返って考えるべきである。

社会教育課長： 学力・学習状況調査の結果を受けて、前回は学力向上における読書の重要性について御意見をいただいた。そのため、静岡県子ども読書推進計画に、読解力向上に結びつく具体的施策、例えば学校における読書活動の推進、学校図書館を活用した取組などを盛り込めないか検討中である。推進計画の施策自体の方向性は間違っていないということだったので、あとはそのような工夫を加えていきたい。

金子委員： 別件であるが、移動教育委員会のあり方についてお願いしたい。今回も問題が分かっていたのに、「良い」という報告のみであり、そのときに話し合いが出来れば体罰が防げたかもしれない。移動教育委員会では、良い面だけでなく課題も含めた実態を知り、支援をしていきたいので、隠さずに正直に報告してほしい。

溝口委員： 事件や報告があればその都度、非公開で緊急教育委員会を開催すればよい。問題が悪化する前に、そのタイミングで問題解決していくべきだと思う。

加藤委員： 非行についての指示もあるが、陰湿ないじめは子どもたちの非行や犯罪と絡んだときにおこる。普通のいじめは陰湿になる度合いは低いですが、集団万引きや風俗的な勧誘など非行の中でできた友人関係はお互いに秘密にしたい集団なので、そこから抜けようとしたりそこで意見が違ったりすると強烈ないじめにつながる。他県でも、仲間割れから少女

を山中で殺害する事件が起こっている。子どもたちの非行には、従来同様、学校現場で目を配ってほしい。それが陰湿ないじめを防ぐことにもつながる。

溝口委員： 気になった指導事項で、多くの学校で奨学金返済ができなくなっている件がある。貧困家庭も増えているので、早めの対策をお願いしたい。貸付のハードルが低いという面もあるかもしれないが、大きな問題になる前に解決しなければいけない事項である。

学校教育課参事： 奨学金の返還については毎年度指導いただいている。返済が始まる生徒が年々増加してくることから、この納期内収入率が低下したり、収入未済額が増加したりしている。御指摘のように、貧困家庭も増えているが、要項の中には、定職に就けずに返済できない者は返済を猶予する制度も設けており、申請があれば、中身はしっかり確認しているが、実態としてほとんど返済猶予を認めている。

委員長： 3つの「意見」については監査委員も心配しており、「指摘」・「指示」から消えないことに心を痛めてのことだと思う。「意見」は重く受け止めていかねばならない。

他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項4を了承した。

## 報告事項5 公益信託の引受けの許可

委員長： 報告事項19頁「報告事項5 公益信託の引受けの許可」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 同じような信託は他にもあるのか。

教育総務課長： 交通遺児に対する奨学金や特別支援学校生徒や高校生対象の奨学金など15件ある。

溝口委員： 私立学校の生徒も申し込めるのか。

教育総務課長： 経済的に学習環境に恵まれていないという条件があるが、公立・私立を問わず、申請の対象となる。

加藤委員： このような制度を今後もお願いしたいということであれば、申し出た団体を表彰してはどうか。

教育総務課長： これまでは表彰はしておらず、感謝の気持ちを込めての公表のみであるが、公表することによって新聞等で報道していただけたらと思う。

加藤委員： 寄附した人に対しての表彰が難しいのであれば、せめて報道はしてもらいたい。

教育長： 過去のものも遡って紹介したい。

加藤委員： 一覧表にして紹介してはどうか。

教育総務課長： 確認して、紹介する。



加藤委員： 公益信託を設立しても、運営の仕方によっては、銀行と運営者の手数料で信託資金がなくなってしまうこともあるので、気をつけてほしい。銀行には手数料をとられてしまうので、銀行に預けないで配るほうがよいという場合もある。かつて信託銀行に預けて、利息が 0.2 パーセントしか付かないときに、信託手数料を 2 パーセントもとられたこともある。

教育総務課長： 今回も公益法人並に税制の優遇を受けるが、銀行に預けないと優遇を受けられない。法人にすると事務局を置く必要があり、事務局の人件費がかかってしまう。その分をなるべく子どもたちのために使いたいということである。

加藤委員： 静岡銀行に運用利益の範囲内で手数料を設定するようお願いしてほしい。そうでないと善意の資金であるのに、手数料だけで目減りしてしまう。

教育総務課長： この場合は 6 千万円を元本取崩し型で運営していく。

加藤委員： 手数料で取崩すことになってしまうのではないか。

教育総務課長： 手数料は発生するが、法人を設立するよりも経費は低く抑えられる。子どもたちの教育のための、本当にありがたい支援なので、有効に活用していきたい。

委員 長： 他に異議はないか。

全委員： （特になし）

委員 長： 報告事項 5 を了承した。

## 報告事項 6 第 27 期 静岡県青少年問題協議会の意見具申の概要

委員 長： 報告事項 20 頁「報告事項 6 第 27 期 静岡県青少年問題協議会の意見具申の概要」について、山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： < 報告事項についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 青年の社会参加は、「バラエティに富んでいること」「青年だけでなく全世代が参加して青年もいる状態であること」が理想である。逆に悪い例が毛沢東の文化大革命やナチのユーゲントで、洗脳されやすい若者を政治的プロパガンダで一定の方向に動かすと極めて偏った社会運動が起きてしまう。社会には選択肢は一つきりではなく、バラエティに富んでいることが必要である。また、青年だけでなく良識を持った大人が参加している社会運動に、子どもや青年が参加するようにしたい。この 2 つの条件を守れば意味のあるものになってくる。

溝口委員： 若者が生き辛くなって、自殺率も増加している。大学生の就職が問題になっているが、大学生だけでなく高卒・中卒の若者も貧困に陥るリスクが高くなっている。学校から卒業すると、地域若者サポートステーションからも離れてしまう。若者支援拡充のために知事部局と連携して、社会的弱者に対する就労支援などの対策を立ててほしい。若者

にとって職業安定所は行きにくい場所であるので、サポートステーションが身近になるとよいと思う。

金子委員： やむを得ないことを承知であえて若者の実態を伝えるが、幼児や子どもへの対策は社会の注目を浴び、高齢者も十分ではないものの支援ができてきている。しかし、大学生を指導していく中で感じるのは、若者や大学生が正業に就けずに非常に困っているということである。社会参画も、自分の仕事や収入、社会的安定が確保されてはじめてできることであり、再雇用や定年延長の社会問題ともリンクしているが、就職できない若者の視点も考慮に入れてほしい。知事部局の就労支援は機能しているし、大学でも就職指導をして学生も訓練を受けているにもかかわらず就職がない社会の中では、若者のための視点を取り残されているように思う。

溝口委員： 若者が働かないのではなく、働けない環境がある。就労支援だけでなくモチベーションを上げていくような環境や仕組みも変えていかないと、数年後にもっと大きな問題になると思う。知事部局とも連携してほしい。

社会教育課長： これから関係課に具申書を持っていくので、今日の意見も伝えて、就労支援課や大学課とも連携しながら進めていきたい。

委員 長： 他に異議はないか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項6を了承した。

#### **報告事項7 文化財クローズアップ「伊豆のダ・ヴィンチ～江川太郎左衛門の理系力」**

委員 長： 報告事項 21 頁「報告事項7 文化財クローズアップ「伊豆のダ・ヴィンチ～江川太郎左衛門の理系力」」について、土井文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： < 報告事項についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項7を了承した。

#### **【閉会】**

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成 25 年度第 13 回教育委員会定例会を閉会とする。